

厚岸町条例第12号

厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例

厚岸町営住宅管理条例(平成9年厚岸町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「入居決定者と同等以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人2名」を「緊急連絡人2人」に改め、同条第3項中「規定による町営住宅借受証書に保証人の連署を必要としないこと」を「緊急連絡人を1人」に改め、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第1号の緊急連絡人の責務は、規則で定める。

第12条の2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の厚岸町営住宅管理条例第12条第1項第1号に規定する保証人は、改正後の厚岸町営住宅管理条例第12条第1項第1号に規定する緊急連絡人とみなす。